

新設分割に係る事前開示書面の変更について

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

1FINITY 株式会社（本店の所在場所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号）を新設分割設立会社とする新設分割手続に關し富士通株式会社（以下「当社」という）が2025年5月8日付で公衆の縦覧に供した「新設分割に係る事前開示書面」について、2025年5月28日開催の当社取締役会における第125期（自2024年4月1日至2025年3月31日）計算書類等の承認をもって同年度が最終事業年度となったことに伴い、会社法施行規則第205条第8号に基づき「新設分割に係る事前開示書面」の第6項を下記のとおり変更いたします。

なお、4ページ以下で改めて当該書面の全部を掲載いたします。

記

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

（注）変更前事前開示書面における（1）から（4）まで並びに（6）は削除とし、その他の項目の変更箇所は下線を付して記載しております。

（1）連結子会社株式の譲渡に関する契約締結および特別利益計上の件

1. 株式の譲渡に関する契約締結

当社は、2023年12月12日開催の取締役会において、JICC-04株式会社（本項において以下「公開買付者」という）との間における、①公開買付者による当社の連結子会社である新光電気工業株式会社（以下、新光電気工業）の普通株式（同以下「新光電気工業株式」という）に対する公開買付け（同以下「本公開買付け」という）への不応募、②公開買付者が本公開買付けにより新光電気工業株式の全て（ただし、当社が所有する新光電気工業株式（同以下「当社売却予定株式」という）および新光電気工業が所有する自己株式を除く）を取得できなかった場合に、新光電気工業の株主を当社と公開買付者のみとするために新光電気工業が行う株式併合、③新光電気工業が当社売却予定株式の取得を実行するための資金および分配可能額を確保することを目的とする公開買付者による新光電気工業に対する資金提供および新光電気工業における資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少、並びに④新光電気工業の自己株式取得に当社が応じることによる当社売却予定株式の譲渡を通じた新光電気工業株式を非公開化することを目的とする一連の取引に関する取引基本契約を締結いたしました。

また、公開買付者は、2025年2月18日から2025年3月18日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施し、本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

これに伴い当社は、本取引基本契約に基づき、2026年3月期において、新光電気工業による自己株式取得を通じて、当社売却予定株式の譲渡を行う予定です。これにより、新光電気工業は当社の連結子会社から外れる見込みです。

2. 本株式譲渡による損益への影響

本公開買付の成立に伴い、2026年3月期において上記株式譲渡が実行された場合の当社の業績（個別・連結）への影響は以下のとおりです。

・個別業績

2026年3月期において、関係会社株式売却益（特別利益）約2,500億円の計上を見込んでおります。

・連結業績

本公開買付けの成立により、2025年3月期において、新光電気工業および同社の子会社の事業を非継続事業に分類し、同社の事業等から生じた損益は非継続事業からの当期利益として計上しております。また、2026年3月期において、関係会社株式売却益（非継続事業からの税引前利益）約1,500億円の計上を見込んでおります。

(2) 自己株式取得（決定）の件

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、自己株式の取得を以下のとおり決定いたしました。

・取得対象株式の種類：当社普通株式

・取得し得る株式の総数：120,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.75%）

・株式の取得価額の総額：1,700億円（上限）

・取 得 期 間：2025年5月1日～2026年3月31日

・取 得 方 法：東京証券取引所における市場買付

（証券会社による投資一任方式、自己株式立会外買付

取引（ToSTNeT-3）による買付を含む）

(3) 新設分割による完全子会社設立の件（本新設分割）

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、2025年7月1日を効力発生日として本新設分割により新たに完全子会社である新設会社を設立することを決議いたしました。

(4) 持分法適用会社株式の譲渡に関する契約締結および特別利益計上の件

1. 株式の譲渡に関する契約締結

当社は、2025年1月6日開催の取締役会において、株式会社パロマ・リームホールディングス（本項において以下「本公開買付者」という）との間における、①本公開買付者による当社の関連会社である株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という）の普通株式（以下「富士通ゼネラル株式」という）に対する公開買付け（同以下「本公開買付け」という）への不応募、②本公開買付者が本公開買付けにより富士通ゼネラル株式の全て（ただし、当社が所有する富士通ゼネラル株式（同以下「当社売却予定株式」という）及び富士通ゼネラルが所有する自己株式を除く）を取得できなかった場合に、富士通

ゼネラルの株主を当社と本公開買付者のみとするために富士通ゼネラルが行う株式併合、
③富士通ゼネラルが当社売却予定株式の取得を実行するための資金及び分配可能額を確保
することを目的とする本公開買付者による富士通ゼネラルに対する資金提供及び富士通ゼ
ネラルにおける資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、並びに④富士通ゼネラル
の自己株式取得に当社が応じることによる当社売却予定株式の譲渡（同以下「本株式譲
渡」という）を通じた富士通ゼネラル株式を非公開化することを目的とする一連の取引に
関する取引基本契約（同以下「本取引基本契約」という）を承認する決定をし、本取引基
本契約を締結しました。

また、公開買付者は、2025年4月28日から2025年5月28日までを公開買付期間とす
る本公開買付けを実施し、本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限以
上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

これに伴い当社は、本取引基本契約に基づき、2026年3月期において、富士通ゼネラル
による自己株式取得を通じて、当社売却予定株式の譲渡を行う予定です。

これにより、富士通ゼネラルは当社の持分法適用会社から外れる予定です。

2. 本株式譲渡による損益への影響

本公開買付けの成立に伴い、2026年3月期において本株式譲渡が実行された場合には、
当社個別業績として関係会社株式売却益（特別利益）約800億円の計上を見込んでおりま
す。

以上

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2025 年 5 月 8 日
富士通株式会社

新設分割に係る事前開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

富士通株式会社（以下「当社」という）は、2025年4月24日付で作成した分割計画書に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、当社が営むフォトニクスシステムおよびモバイルシステム等のネットワークプロダクトの研究・開発・設計・製造・販売・企画・保守・運用事業の権利義務を、新たに設立する 1FINITY 株式会社（以下「新設会社」という）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という）を行うことといたしました。

当社が、本新設分割に関して会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

新設分割計画の内容は、別添1のとおりです。

2. 本新設分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

（1）交付する株式数の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式8,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の資本金の額等を考慮した結果、この株式数が相当であると判断しております。

（2）資本金および準備金の額の相当性に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

資本金および資本準備金については、新設会社が承継する資産等および新設会社の今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、以下のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

①資本金の額 : 400百万円

②資本準備金の額 : 会社計算規則第49条第1号の株主資本等変動額から上記の設立時資本金の額を控除した額とする。

3. 会社法763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

- （1）連結子会社株式の譲渡に関する契約締結および特別利益計上の件

1. 株式の譲渡に関する契約締結

当社は、2023 年 12 月 12 日開催の取締役会において、JICC-04 株式会社（本項において以下「公開買付者」という）との間における、①公開買付者による当社の連結子会社である新光電気工業株式会社（以下、新光電気工業）の普通株式（同以下「新光電気工業株式」という）に対する公開買付け（同以下「本公開買付け」という）への不応募、②公開買付者が本公開買付けにより新光電気工業株式の全て（ただし、当社が所有する新光電気工業株式（同以下「当社売却予定株式」という）および新光電気工業が所有する自己株式を除く）を取得できなかった場合に、新光電気工業の株主を当社と公開買付者のみとするために新光電気工業が行う株式併合、③新光電気工業が当社売却予定株式の取得を実行するための資金および分配可能額を確保することを目的とする公開買付者による新光電気工業に対する資金提供および新光電気工業における資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少、並びに④新光電気工業の自己株式取得に当社が応じることによる当社売却予定株式の譲渡を通じた新光電気工業株式を非公開化することを目的とする一連の取引に関する取引基本契約を締結いたしました。

また、公開買付者は、2025 年 2 月 18 日から 2025 年 3 月 18 日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施し、本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

これに伴い当社は、本取引基本契約に基づき、2026 年 3 月期において、新光電気工業による自己株式取得を通じて、当社売却予定株式の譲渡を行う予定です。これにより、新光電気工業は当社の連結子会社から外れる見込みです。

2. 本株式譲渡による損益への影響

本公開買付の成立に伴い、2026 年 3 月期において上記株式譲渡が実行された場合の当社の業績（個別・連結）への影響は以下のとおりです。

・個別業績

2026 年 3 月期において、関係会社株式売却益（特別利益）約 2,500 億円の計上を見込んでおります。

・連結業績

本公開買付けの成立により、2025 年 3 月期において、新光電気工業および同社の子会社の事業を非継続事業に分類し、同社の事業等から生じた損益は非継続事業からの当期

利益として計上しております。また、2026年3月期において、関係会社株式売却益（非継続事業からの税引前利益）約1,500億円の計上を見込んでおります。

（2）自己株式取得（決定）の件

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、自己株式の取得を以下のとおり決定いたしました。

- ・取得対象株式の種類：当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数：120,000,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.75%)
- ・株式の取得価額の総額：1,700億円（上限）
- ・取 得 期 間：2025年5月1日～2026年3月31日
- ・取 得 方 法：東京証券取引所における市場買付
(証券会社による投資一任方式、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付を含む)

（3）新設分割による完全子会社設立の件（本新設分割）

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、2025年7月1日を効力発生日として本新設分割により新たに完全子会社である新設会社を設立することを決議いたしました。

（4）持分法適用会社株式の譲渡に関する契約締結および特別利益計上の件

1. 株式の譲渡に関する契約締結

当社は、2025年1月6日開催の取締役会において、株式会社パロマ・リームホールディングス（本項において以下「本公開買付者」という）との間における、①本公開買付者による当社の関連会社である株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という）の普通株式（以下「富士通ゼネラル株式」という）に対する公開買付け（同以下「本公開買付け」という）への不応募、②本公開買付者が本公開買付けにより富士通ゼネラル株式の全て（ただし、当社が所有する富士通ゼネラル株式（同以下「当社売却予定株式」という）及び富士通ゼネラルが所有する自己株式を除く）を取得できなかった場合に、富士通ゼネラルの株主を当社と本公開買付者のみとするために富士通ゼネラルが行う株式併合、③富士通ゼネラルが当社売却予定株式の取得を実行するための資金及び分配可能額を確保することを目的とする本公開買付者による富士通ゼネラルに対する資金提供及び富士通ゼネラルにおける資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、並びに④富士通ゼネラルの自己株式取得に当社が応じることによる当社売却予定株式の譲渡（同以下「本株式譲渡」という）を通じた富士通ゼネラル株式を非公開化することを目的とする一連の取引に関する取引基本契約（同以下「本取引基本契約」という）を承認する決定をし、本取引基本契約を締結しました。

また、公開買付者は、2025年4月28日から2025年5月28日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施し、本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

これに伴い当社は、本取引基本契約に基づき、2026年3月期において、富士通ゼネラルによる自己株式取得を通じて、当社売却予定株式の譲渡を行う予定です。

これにより、富士通ゼネラルは当社の持分法適用会社から外れる予定です。

2. 本株式譲渡による損益への影響

本公開買付けの成立に伴い、2026年3月期において本株式譲渡が実行された場合には、当社個別業績として関係会社株式売却益（特別利益）約800億円の計上を見込んでおります。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

（1）当社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

（2）新会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、新設会社が当社から承継する債務については、免責的債務引き受けの方法によるものといたします。

8. 分割計画備置開始日後新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第205条第8号）

分割計画備置開始日後に上記の事項に変動が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

新設分割計画書

富士通株式会社（以下「甲」という。）は、以下の計画に従い、新たに設立する会社（以下「乙」という。）に甲の通信機器・装置・システム事業（以下「本件事業」という。）を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行う。

第1条（承継する事業の定義）

「本件事業」の定義は次のとおりとする。

通信機器・装置・システムの研究、開発、設計、製造、販売、企画および保守・修理サポート事業

第2条（効力発生日）

乙の設立年月日および本件新設分割の効力発生日は2025年7月1日（以下「分割期日」という。）とする。ただし、分割期日までに本件新設分割に関する必要な手続き等が終了しないときは、これを変更することができる。

第3条（乙の目的、商号、本店の所在地、本店の所在場所および発行可能株式総数）

乙の目的、商号、本店の所在地、本店の所在場所および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

（1）目的

- 通信機器・装置・システムの研究、開発、設計、製造、販売、企画および保守・修理サポート
- 前号に付帯または関連するソフトウェアおよび部品の設計、開発、製造、製作、ライセンス、販売、輸出入
- 前各号に付帯または関連する一切の業務

（2）商号

1FINITY株式会社

（3）本店の所在地

神奈川県川崎市

（4）本店の所在場所

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（5）発行可能株式総数

20,000株

第4条（乙の定款）

本件新設分割により設立すべき乙の定款は別紙1のとおりとする。

第5条（乙の設立時取締役）

乙の設立時取締役は次のとおりとする。

森林 正彰

第6条（乙の設立時監査役）

乙の設立時監査役は次のとおりとする。

増山 健二

第7条（乙が承継する資産、債務、その他権利義務）

乙は、本件新設分割の効力発生日において、本件事業にかかる次に掲げる資産、債務、契約上の地位、その他権利義務を甲から承継する。なお、債務の承継は免責的債務引受の方法による。乙の承継する資産および債務は、2024年3月31日を算定基準日とし、同日現在の甲の貸借対照表を基礎として、分割期日までの増減を加減したうえで確定する。

承継する資産、債務および契約上の地位ならびにその他権利義務

- 本件事業にかかる製品、半製品、原材料およびその他の流動資産
- 専ら本件事業にかかる土地、建物、構築物、附属設備、機械装置、工具器具、測定器類、什器備品、社内設置計算機、ソフトウェアおよびその他の固定資産

- ③ 別途特定する投資有価証券
- ④ 本件事業に専ら実施または使用している産業財産権、著作権、ノウハウ
- ⑤ 本件事業にかかる投資その他の資産
- ⑥ 本件事業にかかる固定繰延税金資産
- ⑦ 本件事業にかかる債務（本件新設分割の効力発生日前において既に発生している債務および当該効力発生日前の原因に基づき当該効力発生日後に発生する債務（偶発債務、潜在債務、簿外債務等の認識されていない債務を含む。）を含み、後記の承継対象から除外する権利および義務の①に掲げる債務を除く。）
- ⑧ 本件事業に専ら属する契約（本件事業以外の甲の事業にも関連するものを除き、雇用契約を除く。）に係る契約上の地位およびこれに基づく権利義務（本件新設分割の効力発生日前において既に発生している権利義務および効力発生日前の原因に基づき効力発生日後に発生する権利義務その他明示的に移転・承継の対象とされた債務以外の本件事業に関連するすべての債務（未発生のものその他の偶発債務、潜在債務、簿外債務等の認識されていない債務を含む。）を含む。）

ただし、次に掲げる権利および義務については、承継の対象から除外するものとする。

- ① 本件事業にかかる債務のうち、買掛債務、未払債務および甲の貸借対照表上の勘定科目上のその他の負債（引当債務を除く）
- ② 本件事業にかかる売掛債権および甲の貸借対照表上の勘定科目上のその他債権
- ③ 本件事業に属する製品の販売および保守に関する甲と顧客との間の契約、ならびに本件事業に属する製品の部品等の調達に関する甲と甲の調達先との間の契約（甲がその関係会社と締結したものを含む）に係る契約上の地位およびこれに基づく権利義務（本効力発生日前において既に発生している権利義務および本効力発生日前の原因に基づき本効力発生日後に発生する権利義務その他明示的に移転・承継の対象とされた債務以外の本件事業に関連するすべての債務（未発生のものその他の偶発債務、潜在債務、簿外債務等の認識されていない債務を含む。）を含む。）
- ④ 本件事業にかかる第三者への特許の実施許諾契約
- ⑤ 譲渡不可のソフトウェアライセンス

第8条（雇用契約）

本件事業に従事する従業員は甲からの出向とすることから、乙は雇用契約を承継しない。

第9条（新設会社が分割に際して発行する株式の種類および数ならびにその割当に関する事項）

乙は本件新設分割に際して普通株式8,000株を発行し、そのすべてを甲に割り当てる。

第10条（新設会社の資本金および資本準備金）

乙の資本金および資本準備金は次のとおりとする。

- (1) 資本金 400百万円
- (2) 資本準備金 株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額をいう。）から前号の額を減じて得た額

第11条（分割承認総会）

甲は、会社法第805条の規定により、株主総会において本分割計画書の承認を得ることなく、本件新設分割を行う。

第12条（移転手続）

甲は乙に承継させる資産について、登記、登録、通知等、権利の移転に必要な手続を乙と協力し、本件新設分割後遅滞なく実施する。

第13条（事情変更の場合）

甲は、本分割計画書作成後、分割期日までの間に、故意、過失、または不可抗力により本件事業またはこれにかかる財産に変動が生じたときは、分割条件を変更し、または本件新設分割を取りやめることができる。

第 14 条（分割の効力）

本件新設分割は法令に定められた官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 15 条（競業避止義務）

甲は、本件新設分割の効力発生後においても、乙に対して、本件事業に関し競業避止義務を負わないものとする。

第 16 条（その他の事項）

本分割計画書に定めのない事項その他本件新設分割に関し必要な事項については、本件新設分割計画の趣旨に基づき甲がこれを決定する。

以上

2025 年 4 月 24 日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

定 款

1FINITY 株式会社

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、1FINITY株式会社と称し、英文では1FINITY Inc. と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の各号に記載する事業を営むことを目的とする。

1. 通信機器・装置・システムの研究、開発、設計、製造、販売、企画および保守・修理サポート
2. 前号に付帯または関連するソフトウェアおよび部品の設計、開発、製造、製作、ライセンス、販売、輸出入
3. 前各号に付帯または関連する一切の業務

第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 監査役

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は20,000株とする。

第7条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主または取得者は株主総会の承認を受けなければならない。

第8条 (基準日)

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役の決定によりあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とみなすことができる。

第3章 株主総会

第9条 (招集時期)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第10条 (招集権者)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

第11条 (株主総会の議長)

株主総会の議長は、取締役がこれにあたる。

2 取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

第12条 (株主総会の決議)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第13条 (決議及び報告の省略)

取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

第14条 (議事録)

株主総会の議事については、議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、その原本を株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

第15条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、1名とする。

第16条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

第17条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

第18条（員 数）

当会社の監査役は、1名とする。

第19条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

第20条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

第21条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第22条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第7章 附 則

第23条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2026年3月31日までとする。

第24条（設立時取締役等）

当会社の設立時の取締役、監査役および代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役	森林 正彰
設立時監査役	増山 健二
設立時代表取締役	森林 正彰

第25条（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。